様式第2号(第7条関係)

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

申請者

　　　　　　　　　　殿

御杖村長

御杖村移動通信用施設利用許可書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあつた御杖村移動通信用施設の利用については、下記の条件を付けて許可します。

記

(利用物件)

1　利用を許可する物件は次のとおりとする。

所在　奈良県宇陀郡御杖村大字　　　　　　　　　　番地

名称　　　　　　　地区移動通信用施設

施設　別添表示のとおり

(利用目的)

2　利用者は、前項の物件を御杖村携帯電話・自動車電話基地局運営の用に供しなければならない。

(利用期間)

3　利用期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

ただし、利用期間を更新しようとするときは、利用期間満了2箇月前までに、書面で申請しなければならない。

(使用料)

4　使用料は、　　　　　　　　　　円とし、以後の使用料は無償とする。

(納付)

5　利用者は、前項の利用料を村長の定める期日までに納入しなければならない。

(利用上の制限)

6　利用者は、利用期間中、利用物件を第2項の目的以外の用途に供してはならない。

(維持管理)

7　利用者は、利用財産の維持管理について、責任をもつて実施するものとし、これに要する費用は利用者が負担するものとする。また、利用財産のうち共通の利用に供される部分の維持管理については、村と利用者間で決定するものとする。

(協議)

8　利用者は、利用物件について形質の変更をしてはならない。ただし、移動通信用施設の運営上やむを得ず変更が必要となった場合は、村と協議することとし、この場合の費用は全て利用者の負担とする。

(譲渡等の禁止)

9　利用者は、利用物件を第三者に譲渡、転売、転貸し、又は担保に供してはならない。

(利用許可の取消し又は変更)

10　村は、次の各号の1に該当するときは、利用の許可の取消し又は変更をすることができる。

(1)　利用物件を目的に反して利用したとき

(2)　利用者が許可条件に違反したとき

(原状回復)

11　利用者は、利用許可を取消されたとき又は利用期間が満了したときは、自己の負担で、村の指定する期日までに利用物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、村が特に承認したときはこの限りではない。

(原状回復不履行の場合の措置)

12　村は、利用者が原状回復の義務を履行しないときは、利用者の負担においてこれを行うことができる。この場合利用者は、何等異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

13　利用者は、その責に帰する事由により利用物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による利用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前項の規定により利用物件を原状回復した場合は、この限りではない。

(危険負担)

14　地震、雷、風水害、火災、崖崩れ等の天災により利用物件に損害を生じた場合、村は保険もしくは国の災害復旧事業での対応を図るものとする。

ただし、保険もしくは国の災害復旧事業の対象とならないものについては、利用者間で協議し、その費用を負担するものとする。

15　村、利用者いずれの責めに帰することができない事由により生じた損害、故障については、利用者間で協議のうえ対応するものとする。この場合の費用はすべて利用者の負担とする。

(係争の解決)

16　利用者が、施設の利用を行うことにより生じた係争については、すべて利用者の責により解決するものとする。ただし、利用者より、係争の解決のための協力依頼があれば村もこれに協力するものとする。

(その他)

17　上記に定めのない事項については、村と利用者が協議するものとする。